ロ　地域活性化方針には、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、当該目標を達成するために指定地方公共団体（(1)のイの指定を受けた地方公共団体をいう。以下この4において同じ。）が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項等を定めることとした。（第三二条第二項関係）

(3)　新たな規制の特例措置等に関する提案

指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の措置の整備等に関する提案をすることができることとした。（第三三条第一項関係）

(4)　国と地方の協議会

内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第三四条第一項）

(二)　地域活性化総合特別区域計画の認定等

(1)　地域活性化総合特別区域計画の認定

イ　指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することとした。（第三五条第一項関係）

ロ　地域活性化総合特別区域計画には、目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項等を定めることとした。（第三五条第二項関係）

ハ　地域活性化総合特別区域計画には、地域活性化総合特別区域の名称、経済的社会的効果等を定めるよう努めることとした。（第三五条第三項関係）

(2)　認定の取消し

内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画が認定に係る基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとした。（第四〇条第一項関係）

(三)　地域活性化総合特別区域協議会

地方公共団体は、地域活性化総合特別区域の指定の申請、作成しようとする地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会を組織することができることとした。（第四二条第一項関係）

(四)　認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1)　規制の特例措置

イ　通訳案内士法の特例を定めることとした。（第四三条関係）

ロ　建築基準法の特例を定めることとした。（第四四条及び第四五条関係）

ハ　酒税法の特例を定めることとした。（第四六条及び第四七条関係）

ニ　老人福祉法の特例を定めることとした。（第四八条関係）

ホ　河川法及び電気事業法の特例等を定めることとした。（第四九条～第五二条関係）

ヘ　政令等で規定された規制の特例措置に係る規定を定めることとした。（第五三条関係）

ト　地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置に係る規定を定めることとした。（第五四条関係）

(2)　課税の特例を定めることとした。（第五五条関係）

(3)　地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に係る規定を定めることとした。（第五六条関係）

(4)　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定めることとした。（第五七条関係）

(5)　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務に係る規定を定めることとした。（第五八条関係）

5　総合特別区域推進本部

(一)　設置

総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置くこととした。（第五九条関係）

(二)　所掌事務

本部は、総合特別区域基本方針の案の作成等の事務をつかさどることとした。（第六〇条関係）

6　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。（附則第一条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

(三)　関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域に関するものについては、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずることとした。（附則第三条関係）

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（消費者庁）

1　審議官及び参事官の人数を変更することとした。（第二条及び第三条関係）

2　政策調整課を消費者政策課に、企画課を消費者制度課に、消費者情報課を消費生活情報課に、取引・物価対策課を取引対策課に名称変更することとした。（第四条、第六条～第八条、第一一条関係）

3　総務課、消費者政策課、消費者制度課、消費生活情報課、消費者安全課、取引対策課及び表示対策課の所掌事務を変更することとした。（第五条～第八条、第一〇条～第一二条関係）

4　この政令は、平成二三年七月一日から施行することとした。（附則第一項関係）

5　消費者政策会議令の一部を改正することとした。（附則第二項関係）

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（経済産業省）

1　経済産業政策局調査統計部を廃止し、その事務を大臣官房に移管するとともに、大臣官房調査統計審議官一人を置くこととした。（第二条～第四条、第一二条、第一四条、第二〇条及び第二一条関係）

2　製造産業局の所掌事務並びに同局紙業生活文化用品課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第八条、第六六条、第七〇条、第七三条及び第七九条関係）

3　商務情報政策局の所掌事務を変更するとともに、同局の課の再編整理を行い、生活文化創造産業課、ヘルスケア産業課、商取引・消費経済政策課及び商取引監督課を置くこととした。（第九条、第八〇条、第八五条～第八七条、第九〇条、第九二条及び第九三条関係）

4　大臣官房に置かれる審議官を一人増員し、二〇人とすることとした。（第一二条関係）

5　通商政策局に置かれる参事官三人のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。（第三五条関係）

6　この政令は、平成二三年七月一日から施行することとした。

◇産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八六号）（経済産業省）

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二三年五月二五日法律第四八号）の施行期日を平成二三年七月一日とすることとした。

◇産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一八七号）（経済産業省）

1　主務大臣が計画認定に際してあらかじめ公正取引委員会に協議する場合

主務大臣が計画を認定しようとするに際してあらかじめ公正取引委員会に協議する場合を、当該計画に従って行おうとする措置が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定により公正取引委員会に届け出なければならないものである場合等とすることとした。（第四条関係）